

令和2年6月第2回八街市議会定例会会議録（第1号）

.....

1. 開議 令和2年5月29日 午前10時19分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小 向 繁 展
- 2番 栗 林 澄 恵
- 3番 木 内 文 雄
- 4番 新 見 準
- 5番 小 川 喜 敬
- 6番 山 田 雅 士
- 7番 小 澤 孝 延
- 8番 角 麻 子
- 9番 小 菅 耕 二
- 10番 木 村 利 晴
- 11番 石 井 孝 昭
- 12番 桜 田 秀 雄
- 13番 林 修 三
- 14番 山 口 孝 弘
- 15番 小 高 良 則
- 16番 加 藤 弘
- 17番 京 増 藤 江
- 18番 丸 山 わき子
- 19番 林 政 男
- 20番 鈴 木 広 美

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市 長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	大 木 俊 行
総務部参事（事）	財政課長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明

経 済 環 境 部 長	黒 崎 淳 一
建 設 部 長	市 川 明 男
国 保 年 金 課 長	石 井 健 一
高 齢 者 福 祉 課 長	飛 田 雅 章
下 水 道 課 長	中 村 正 巳

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴 木 正 義
総務部参事(事)総務課長	片 岡 和 久

.....

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	関 貴 美 代

.....

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	日 野 原 広 志
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	須 賀 澤 勲
主 査	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	今 関 雅
主 任 主 事	村 山 のり子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第1号)

令和2年5月31日(金)午前10時19分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第28号

提案理由の説明

議案第1号から議案第12号

質疑省略、委員付託省略、討論省略、採決

日程第4 休会の件

○議長（鈴木広美君）

本日、令和2年6月第2回八街市議会定例会は、ここに開会される運びとなりました。

この定例会は、議案28件が提出されることになっております。慎重に審議を尽くされ、市民の付託に応えられますよう期待しますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いして、開会のご挨拶とさせていただきます。

ただいまから、令和2年6月第2回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は20名です。したがって、この定例会は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に、報告いたします。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、監査委員から、4月予算執行分に係る月例出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、京増藤江議員、加藤弘議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○小菅耕二君

令和2年6月定例会の会期等を協議するため、去る5月21日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告します。

6月定例会に上程される案件は、議案28件であります。

次に、一般質問の通告が個人7人からありました。

以上の案件を審議するため、6月定例会はお手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から6月19日までの22日間と協議決定いたしました。

この会期等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。議会運営委員長の報告といたします。

○議長（鈴木広美君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から6月19日までの22日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

会期は22日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第28号を一括議題とします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第28号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日ここに、令和2年6月第2回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

それでは、提案いたしました各議案についてご説明申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、人事案件12件、条例の制定及び改正13件、令和2年度八街市一般会計補正予算、令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算の合計28議案でございます。

議案第1号から議案第11号は、八街市農業委員会委員の任命についてでございます。

現在の農業委員会委員の任期が令和2年7月19日をもって満了となるため、候補者を任命するにあたり農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

初めに、議案第1号は今関富士子氏の任命について、次に、議案第2号は古市正繁氏の任命について、次に、議案第3号は岩品要助氏の任命について、次に、議案第4号は円城寺伸夫氏の任命について、次に、議案第5号は長野猛志氏の任命について、次に、議案第6号は中村勝行氏の任命について、次に、議案第7号は貫井正美氏の任命について、次に、議案第8号は藤崎忠氏の任命について、次に、議案第9号は山本元一氏の任命について、次に、議案第10号は山本重文氏の任命について、次に、議案第11号は佐伯みつ子氏の任命について、それぞれ議会の同意を求めるものでございます。

議案第12号は、固定資産評価委員の選任についてでございます。

固定資産評価委員は、地方税法第404条第2項の規定により固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が議会の同意を得て選任することとなっており、本年4月1日付けで、課税課長となりました本市職員「土屋顕仁」を固定資産評価委員とすることについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第13号は、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、地方税法等の一部改正に伴い個人市民税の非課税の範囲、たばこ税の課税標準、先端設備導入に係る償却資産の課税標準の特例の追加、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予及び市内に日帰り鉱泉浴場が開店したことによる入湯税の新設に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第14号は、八街市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、地方税法等の改正に伴う引用条文等の変更につきまして、所要の改正を行うものでございます。

議案第15号は、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、固定資産の所有者調べを廃止することに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第16号は、八街市児童館の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、次代を担う子どもたちが、本市の豊かな自然を生かしながら、多くの人々との交流や様々な創作活動、体験活動をとおして、「自ら生きる力」を伸ばし、「共に生きる力」を育むことができる機会と場を提供する拠点施設として児童館を設置するため、必要な事項を条例で定めるものでございます。

議案第17号は、八街市教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、交進小学校内に教育センターを移設することに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第18号は、八街市老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、児童館の開設に合わせた指定管理者制度の導入等、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第19号は、八街市老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、児童館の開設にあわせた指定管理者制度の導入等、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第20号は、八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、千葉県の要綱改正に伴い、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の対象拡大のため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第21号は、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、介護保険法施行令の一部改正及び、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴い、第1号被保険者の保険料の軽減等、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第22号は、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、国からの特別調整交付金により、新型コロナウイルスに感染した被用者に対し傷病手当金を支給するため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第23号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴い、感染症の影響により収入が減少した被保険者等への国民健康保険税の減免を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第24号は、八街市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、千葉県後期高齢者医療広域連合による、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に係る傷病手当金支給事業について、市の事務として申請書の受付を行うにあたり、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第25号は、八街市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、地方公営企業法第34条の2ただし書きの規定により、会計管理者へ委任する会計事務を追加するため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第26号は、令和2年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に5億2千283万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を321億4千543万8千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金として、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金など、2億8千603万円の増、県支出金として、低所得者介護保険料軽減負担金など1千629万1千円の増、繰入金として財政調整基金繰入金、1億111万4千円の増、諸収入として、コミュニティ助成事業助成金など、450万円の増、市債として小・中学校ICT環境整備事業など、1億1千490万円の増が主なものでございます。

歳出につきましては、総務費として、昨年の台風及び大雨で被災したコミュニティ施設の復旧を支援する補助金などの増額、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の延期に伴う減額により、811万5千円の減、民生費として、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等対策としての住居確保給付金や、低所得者に対する介護保険料軽減措置としての繰出金などにより、4千603万7千円の増、商工費として、新型コロナウイルス感染症の影響による行事中止決定に伴う、八街ふれあい夏まつり補助金、260万円の減、消防費として、新型コロナウイルス感染症の影響による行事中止決定に伴う、消防操法大会補助金など、201万円の減、教育費として、小中学校ICT環境整備の一環として、情報通信ネットワーク環境整備に係る校内LAN整備工事及び児童生徒1人1台端末の配備に係るタブレット端末の購入費、郷土資料館の解体工事費などの増額、新型コロナウイルス感染症の影響による行事の中止等に伴う減額により、4億8千952万3千円の増が主なものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、委託業務に関するもの1件の追加をするものでございます。

議案第27号は、令和2年度八街市国民健康保険会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億3千5

4万6千円とするものでございます。

歳入につきましては、県支出金として、新型コロナウイルス感染症傷病手当金、100万円の増でございます。

歳出につきましては、保険給付費として、新型コロナウイルス感染症傷病手当金、100万円の増でございます。

議案第28号は、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に112万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億3千266万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、保険料2千948万円の減、繰入金2千948万円の増、諸収入112万2千円の増でございます。

歳出につきましては、一般管理費112万2千円の増でございます。

以上で、提出いたしました議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げます。

なお、議案ではございませんが、令和元年度繰越明許費および事故繰越しにつきましては、議案と一緒にご配慮してございます繰越計算書をもって報告にかえさせていただきます。

○議長（鈴木広美君）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第11号、八街市農業委員会委員の任命について、及び議案第12号、固定資産評価員の選任については人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに裁決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

お諮りします。

議案第1号から議案第11号、農業委員会委員の任命については一括採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。議案第1号から議案第11号は、一括採決することに決定いたしました。

それでは、採決します。

議案第1号、農業委員会委員の任命についてから、議案第11号、農業委員会委員の任命についてを一括採決します。この議案に同意する議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。

議案第1号から議案第11号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第12号、固定資産評価員の選任についてを採決します。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。議案第12号は、同意することに決定いたしました。

日程第4、休会の件を議題といたします。

明日、5月30日から6月2日までの4日間は議案調査及び休日のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。明日、5月30日から6月2日までの4日間は休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれで終了します。

6月3日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。

6月9日に議案に対する質疑を予定しておりますので、質疑のある方は6月4日午後1時までに通告書を提出するようお願いいたします。なお、所属する常任委員会の所管する議案については、質疑を避けるよう、お願いいたします。

この後、議員親睦会、役員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。議員親睦会、役員会終了後、広聴広報特別委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時41分）

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 発議案の上程
議案第1号から議案第28号
提案理由の説明
議案第1号から議案第12号
質疑省略、委員付託省略、討論省略、採決
4. 休会の件

-
- 議案第1号 農業委員会委員の任命について
議案第2号 農業委員会委員の任命について
議案第3号 農業委員会委員の任命について
議案第4号 農業委員会委員の任命について
議案第5号 農業委員会委員の任命について
議案第6号 農業委員会委員の任命について
議案第7号 農業委員会委員の任命について
議案第8号 農業委員会委員の任命について
議案第9号 農業委員会委員の任命について
議案第10号 農業委員会委員の任命について
議案第11号 農業委員会委員の任命について
議案第12号 固定資産評価委員の選任について
議案第13号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号 八街市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号 八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 八街市児童館の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第17号 八街市教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 八街市老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 八街市老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号 八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第23号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 八街市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 八街市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 令和2年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第27号 令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第28号 令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算について